

厚別融雪槽運転管理業務仕様書

1 業務目的

本業務は、札幌市の雪対策事業の一環として使用する厚別融雪槽の運転操作監視、保守点検及び場内作業等を行うものである。

2 業務場所

札幌市厚別区厚別町山本 1073 番地 21

札幌市下水道河川局事業推進部厚別融雪槽

3 業務内容

(1) 運転操作監視業務

融雪槽運転日（投雪あり）に操作室、場内及び投雪口で行う業務

- ・計装盤等の監視
- ・モニターカメラによる融雪状態の監視
- ・池槽の保守点検員に浮遊物のかき揚げ指示
- ・雪詰まり防止のための投雪停止指示
- ・放流水の状況監視
- ・投雪変更（不能）の場合の連絡
- ・問い合わせの一次対応

(2) 保守点検業務

融雪槽運転日（投雪あり）に場内で行う次の業務

- ・槽内の浮遊物のかき揚げ
- ・場内の氷雪の除去
- ・管理棟内の清掃、整理整頓
- ・水質検査用の流出水路からの採水及び運搬

(3) 運転開始及び終了時点検業務

運転開始及び終了時に行う次の業務

- ・運転開始前の排水槽清掃
- ・運転開始前の融雪監視システムの起動点検、動作点検、投雪業者データ登録、清掃等
- ・運転終了時の融雪監視システムの停止点検

(4) 休止日保守点検業務

- ・融雪槽運転休止日（投雪なし）に行う機器等の点検
- ・点検後の修理対応
- ・施設内の清掃、整理整頓
- ・水質検査用の流出水路からの採水及び運搬

(5) 臨時対応業務

- ・通常投雪時間帯を越える運転操作監視業務（最小単位は、0.5hr とする）

- ・ 停電、故障、雪詰まり等の異常時に行う運転操作監視、保守点検及び整備
- ・ 整備不能なものに対する委託者の指示事項
- ・ その他、委託者の指示事項

4 融雪槽の運転業務量

- | | |
|---------------|---|
| (1) 予定融雪槽運転期間 | 令和9年1月10日～令和9年3月5日(55日間)
(気候条件によっては変更あり) |
| (2) 予定融雪槽運転日数 | 20日(昼間・夜間投雪体制)
昼間投雪 9時～17時
夜間投雪 21時～6時 |
| (3) 予定休止日保守点検 | 35日
点検(1日あたり8hr)
修理・清掃(1日あたり4hr)
※1 融雪槽運転業務量の最小単位は半日とする
※2 今後、雪対策会議で決定する予定運用期間から保守点検を開始する |
| (4) 予定臨時対応時間 | 6.0時間 |

5 履行期間

契約締結日から 令和9年3月31日 まで

6 提出書類

- (1) 業務履行(着手)前まで
- ア 業務代理人指定通知書
所定の様式があるので業務主任と打ち合わせること。
 - イ 履行計画書(内訳は次のとおり)
業務工程表
勤務体制表
従事者名簿
資格者名簿
緊急連絡体制表・連絡体制表
- (2) 完了時
- ア 完了届
所定の様式があるので業務主任と打ち合わせること。
 - イ 業務委託内訳書
所定の様式があるので業務主任と打ち合わせること。
 - ウ 各種報告書(内訳は次のとおり)
融雪監視日誌

運転開始前及び休止後点検
機器日常点検日誌
電気設備点検日誌
融雪監視装置日報・月報
車両受付装置日報・月報
会社別投雪管理日報・月報
車両受付装置個別データ
業務写真
投雪台数実績表
作業安全日誌
酸素濃度他測定記録
改善提案・不具合報告書
スクリーン・浮遊物ゴミ収集一覧
雪対策資料・協議簿等

(3) 随時

- ア 役務履行協議簿（協議実施時）
- イ 打合せ議事録（打合せ実施時）
- ウ 報告書（整備時、故障・事故発生時）

7 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。
また、その内容を変更した時も同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。
その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の各号に定める事項について積極的に取り組まなければならない。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車等使用時の環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップの実施などの環境配慮運転

- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

9 契約金額の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 契約金額の支払いは、一括払いとし、業務完了後に検査を実施し合格の場合には出来高に応じた請求をすることができる。請求出来高の位取りは 0.5 日単位とし、臨時対応業務については 0.5hr 単位とする。
- (2) 単価契約における出来高は、端数処理せずに日々の出来高の合計とする。
- (3) 支払いに 1 円未満の端数がある場合は、全て切り捨てるものとする。

10 留意事項

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合には、業務主任と速やかに協議すること。
- (2) 運転に支障がある警報、故障、事故等が発生した場合には、応急処置、緊急処置を行い、速やかに状況を業務主任に報告すること。
- (3) マンホール内や池槽での作業の場合、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置し、作業前に測定した酸素・硫化水素・可燃性ガスの濃度等を記録し保存すること。
- (4) 本業務は 24 時間体制となる為、業務従事者の労働環境を十分考慮するとともに、業務従事者の健康状況の把握を徹底し、発熱等の症状により感染症の疑いがある従事者は、業務に従事させないよう可能な限り協力体制を確保すること。
また、業務従事者が感染症に感染した場合は、速やかに委託者に連絡することができるよう連絡体制を確保すること。
- (5) その他
この仕様書に定めのない事項については、業務主任の指示に従うこと。